

呉市水道局水道施設情報管理システム

仕 様 書

平成23年7月

呉市水道局 技術部 配水課

目 次

第1章 総則

第1条（システム構築及び運用の目的）	4
第2条（システム名称）	4
第3条（適用範囲）	4
第4条（業務範囲）	4
第5条（納入場所）	5
第6条（業務期間）	5
第7条（部分使用）	5
第8条（支払条件）	5
第9条（管理技術者及び照査技術者）	5
第10条（業務工程の確認及び打合せ）	6
第11条（提出書類）	6
第12条（貸与資料等）	6
第13条（構築データの帰属）	7
第14条（ソフトウェア等の帰属）	7
第15条（守秘義務）	7
第16条（疑義）	7

第2章 水道施設情報管理システム概要

第1節 システム概要

第17条（システム構成）	9
--------------	---

第2節 システム詳細

第18条（地形図及び背景図管理）	9
第19条（配水管平面図管理）	9
第20条（給水台帳管理）	10
第21条（給水戸番図管理）	10
第22条（弁栓類台帳管理）	10
第23条（水栓情報管理）	11
第24条（しゅん工配管図管理）	11
第25条（浄水場図面管理）	11
第26条（庁舎図面管理）	11
第27条（資産管理〔アセットマネジメント〕）	11
第28条（システム及びユーザー管理）	12

第3章 水道施設情報管理システム機能

第1節 水道施設情報管理システム機能概要

第29条(機能概要)	13
------------------	----

第2節 水道施設情報管理システム機能詳細

第30条(操作機能)	13
------------------	----

第31条(表示機能)	13
------------------	----

第32条(抽出・集計機能)	14
---------------------	----

第33条(編集機能)	14
------------------	----

第34条(シミュレーション機能)	15
------------------------	----

第35条(印刷・出力機能)	16
---------------------	----

第36条(ファイリング機能)	16
----------------------	----

第37条(マッピング機能)	17
---------------------	----

第38条(水道料金調定システム水栓情報の属性データ連携更新機能)	18
--	----

第4章 水道施設情報管理システムデータ移行

第1節 データ移行

第39条(データ移行)	19
-------------------	----

第40条(移行データ項目)	19
---------------------	----

第2節 貸与データ

第41条(貸与データ)	20
-------------------	----

第5章 水道施設情報管理システム更新及び統合

第1節 更新

第42条(更新)	21
----------------	----

第43条(データ更新)	21
-------------------	----

第44条(異動データ更新)	21
---------------------	----

第45条(弁栓類台帳更新)	21
---------------------	----

第2節 統合

第46条(統合)	21
----------------	----

第3節 調査

第47条(配水施設及び弁栓類不明調査)	22
---------------------------	----

第48条(給水装置不明位置調査)	22
------------------------	----

第4節 データ処理及び点検

第49条(図形・属性リンケージ処理)	23
--------------------------	----

第50条(不明及び不一致)	23
---------------------	----

第6章 システム機器

第51条（ハードウェア構成）	24
第52条（ソフトウェア構成）	25

第7章 検査

第53条（検査）	26
第54条（照査内容）	26

第8章 成果品

第55条（成果品）	27
第56条（納期及び納入先）	27

第9章 システム保守

第57条（保守内容）	28
第58条（保守費用）	28

第10章 その他事項

第1節 研修

第59条（職員研修）	29
------------	----

第2節 契約関係

第60条（かし担保期間）	29
第61条（契約内容の変更）	29
第62条（契約の解除）	29
第63条（再委託）	30

第3節 その他業務に関する事項

第64条（業務実施に関する事項）	30
第65条（受渡し場所等）	30
第66条（身分証明書の携帯）	30

第1章 総則

(システム構築及び運用の目的)

第1条 呉市水道局(以下「甲」という。)における工事しゅん工図及び給水台帳等の膨大な資料を一元管理し、維持管理業務の効率化を図るとともに、危機管理上においても緊急時の迅速な復旧体制を確立することができ、更には施設の管理運営(アセットマネジメント)を実践する上で蓄積されたデータの抽出集計等を容易にすることのできるシステムの導入を目的とする。

(システム名称)

第2条 システム名称は、呉市水道局水道施設情報管理システム(以下「システム」という。)という。

(適用範囲)

第3条 本仕様書は、甲が発注するシステムの構築並びに賃貸借及び運用・保守する業務全般について適用するものである。

2 システムは、本仕様書に掲げているもので、その目的を達し、かつ、同等以上の機能を有しているものであれば採用するものとする。

(業務範囲)

第4条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) システム構築

システム構築とは、新規に作成する電子データと第2号の既設システムからの移行データとを統合し、GISエンジンその他前提となる必要ソフトにより稼動する新たなシステムを構築することという。また、新規作成が必要となるデータは、主として旧市内における次のデータで、マッピング機能等を備え、編集、抽出、集計等の機能をもつ電子データ化が必要である。

ア 地形図及び背景図を含む配水管平面図(既存情報は、紙ベースの資料及びファイリングによる画像データ)

イ 給水戸番図(既存情報は、昭和地区の一部の紙ベース資料)

なお、旧市内とは、合併8町(下蒲刈町、川尻町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町、音戸町、倉橋町をいう。)を除く地区をいう。

また、システム構築に当たっては、既設ファイリングシステムのデータを移行し、早期(構築開始から概ね6か月程度)にファイリング機能の部分使用が可能となる工程とする必要がある。

(2) 既設システムから更新システムへのデータ移行

ア 既設ファイリングシステム

イ 既設水道情報管理システム

(3) 構築システムの運用・保守

- ア システム全般の運用及び保守
- イ 業務運用サポート

(納入場所)

第5条 納入場所は、呉市西中央3丁目1番5号 呉市水道局内指定場所とする。

(業務期間)

第6条 業務期間は、次のとおりとする。

- (1) システム構築・データ移行期間：契約締結日から平成25年1月31日
- (2) 賃貸借・運用期間：平成25年2月1日から平成30年1月31日

(部分使用)

第7条 甲は、次の各号に掲げる場合において、受託者(以下「乙」という。)に対して部分使用を請求することができる。

- (1) 別途業務等の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 乙は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を甲に提出する。

3 甲は、ファイリング機能の構築、移行等の関連業務が完了した後、速やかに部分使用を開始する。

(支払条件)

第8条 賃貸借契約については、第6条第2号のシステム賃貸借・運用期間において毎月契約金額の60分の1ずつを支払明細書に基づいて支払う。

2 保守委託契約(システム上のデータ保守及び運用サポート等の保守をいう。)については、単年度ごとに契約した金額を支払明細書に基づいて毎月支払う。

3 甲が平成30年2月以降引き続きシステムを使用する場合は、保守委託費用を除き無償で使用できるものとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第9条 乙は、業務を円滑に進めるため、管理技術者及び照査技術者を定め、書面により甲に通知しなければならない。その者を変更した場合も同様とする。

2 管理技術者及び照査技術者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 技術士(水道部門)又はシビルコンサルティングマネージャー(RCCM〔上水道・工業用水道部門〕)の資格保有者
- (2) 平成8年4月1日以降に日本国内の人口20万人以上又は都道府県庁所在地の自治体に対し、同種同様の水道施設情報管理システム(水道マッピングシステム等システムの呼称は問

わない。)を構築した実績のある者(現在構築中のものについては、実績に含めない。また、実績人口は、システム納入当時の人口とする。)

- 3 本業務を計画管理し指示する管理技術者は、作業に精通している者で、業務の技術上の管理を行う者であり、その所在を明らかにし、常に甲と連絡が取れるようにしておかなければならない。
- 4 管理技術者は、各工程の進捗状況を随時報告し、検収を受けるものとする。また、主要な事項は、全て立ち会うものとする。
- 5 照査技術者は、業務の成果品について、技術上の照査を行う。
- 6 管理技術者と照査技術者は、兼務できない。

(業務工程の確認及び打合せ)

- 第10条 本業務は、提案書内容を基に甲乙協議後に全体工程計画を決定するものとする。
- 2 乙は、業務を円滑に行うため、業務の各工程において作業の進捗状況及び内容を甲に報告し、その承諾を得て次の作業に入らなければならない。打合せ時期及び回数については、甲と協議するものとする。
 - 3 乙は、業務の打合せや業務期間中の甲からの指示・承諾又は協議した事項について議事録を作成し、相互に確認し保管するものとする。議事録の様式については、甲と協議するものとする。
 - 4 乙は、業務の実施状況を逐次記録し、甲からの要求があった場合は、速やかに提出しなければならない。

(提出書類)

第11条 乙は、本業務着手前に甲と十分打合せを行った上で、次に示す書類を契約締結後14日以内に甲へ提出し、承諾を受けなければならない。また、原則として週に一度作業状態の報告書を提出するものとする。

- (1) 管理技術者届
- (2) 管理技術者経歴書
- (3) 照査技術者届
- (4) 照査技術者経歴書
- (5) 業務履行体制図(組織・人員・役割・電話番号)
- (6) 業務実施計画及び工程表
- (7) 連絡体制(通常時及び緊急時)
- (8) その他甲が指示する書類

(貸与資料等)

第12条 本業務に必要な資料は、甲から乙に貸与するものとし、乙は、作業終了後速やかに返却しなければならない。

- 2 乙は、資料の内容・形態により複製を作成することで作業効率を上げることができる場合、甲に許可を得た上で、乙の費用で複製の作成を行うことができる。ただし、その場合、業務終了後に複製品等全てを甲に引き渡さなければならない。

(構築データの帰属)

第13条 本業務で構築する全てのデータは、甲に帰属するものとし、甲の承諾なく公表、貸与又は使用してはならない。

(ソフトウェア等の帰属)

第14条 システムにおける地図情報に関するシステム(以下「GIS」という。)のソフトウェアは、甲に使用権があるものでなければならない。

- 2 システムにおける図面管理に関するシステム(以下「ファイリングシステム」という。)のソフトウェアは、甲に使用権があるものとする。
- 3 GIS及びファイリングシステムにおいて、新たに甲の仕様に合わせ構築、改造を行ったものについては、甲に独占的使用権があり、甲の許可なく他に使用させてはならない。
- 4 その他システムで使用するソフトウェア(別途協議があるものを除く。)は、甲に使用権があるものでなければならない。
- 5 著作物である地図等のデータのGISでの使用(印刷を含む。)に際しては、甲に使用権があるものでなければならない。また、製本等に関する使用承諾書を必要とする場合、乙は、著作権者に使用承諾を書面で取得し、甲に承諾書を提出しなければならない。

(守秘義務)

第15条 乙は、業務の実施に当たり知り得た情報に関して守秘義務を負うため、甲と綿密に協議打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、守秘義務を遵守しなければならない。

- 2 個人情報については、漏洩、滅失及び棄損の防止に留意し、適切な管理を行わなければならない。
- 3 業務の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場合は、必要最少限の範囲にとどめなければならない。
- 4 個人情報を取り扱う場合は、呉市個人情報保護条例(平成19年呉市条例第2号)及び呉市水道局情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- 5 乙は、個人情報について、その責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

(疑義)

第16条 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示を厳守するとともに、従事する者には、相当な経験を有する熟練者を配置し、責任と良心の下、細心の注意を払うとともに正確かつ丁寧にいき、疑義が生じた場合は直ちに担当職員と緊密に連絡を取り、その指示又は承諾を受け

なければならない。

第2章 水道施設情報管理システム概要

第1節 システム概要

(システム構成)

第17条 システムの構成は、次のとおりとする。

- (1) 地形図及び背景図管理
- (2) 配水管平面図管理
- (3) 給水台帳管理
- (4) 給水戸番図管理
- (5) 弁栓類台帳管理
- (6) 水栓情報管理
- (7) しゅん工配管図管理
- (8) 浄水場図面管理
- (9) 庁舎図面管理
- (10) 資産管理 (アセットマネジメント)
- (11) システム及びユーザー管理

2 乙は、属性項目に関して、システム構成及び機能構成上当然必要とされるものについては、内容を決定し構築するとともに、事前に甲に報告する。

第2節 システム詳細

(地形図及び背景図管理)

第18条 基本となる地形データは、市販地図データ等を基に編集又は作成し、初期地形データを作成する。

- 2 水道施設情報の管理上、管路の内容を十分考慮し、表現に最適な地形図及び背景図を作成すること。
- 3 地形図及び背景図は、最新の情報を反映して作成すること。
- 4 水道施設情報の管理上必要とする地形、等高線、標高、座標、道路、建物等の名称、住居表示、町丁目等の情報を任意に表示又は非表示を可能とすること。

(配水管平面図管理)

第19条 システムによる地形図データ及び背景図データを基本として、呉市全域を配水管平面図により導水管、送水管、配水管、排水管、水道施設及び弁栓類を管理する。

- 2 配水管平面図を基に各種台帳管理によるしゅん工配管図等の各種データをファイリングシステムから検索、抽出、表示、集計、印刷及びファイル出力を可能とし、配水管平面図の編集を可能とする。
- 3 配水管平面図の編集は、導水管、送水管、配水管、排水管、水道施設及び弁栓類位置を連携し、情報項目をレイヤ管理し、座標等を考慮して作業単位ごとに編集し、関連項目単位ごとに

自動で内容の更新を図れるものとする。

(給水台帳管理)

第20条 給水装置工事設計書の新設，改造等の登録，編集，更新は，配水管平面図管理，給水戸番図管理の画面からの登録，抹消，検索・抽出，表示，印刷，編集等を可能とする。

2 給水装置工事申込書兼設計書等を地区コード及び水栓番号等を基準にファイリングし，所有者情報等の異動データを変換，ソートし，データベースと自動で整合させ更新，追加等を管理し，水栓番号等のテキストデータによる検索，画像の閲覧，印刷，集計等を可能とする。

3 水栓情報データのテキストデータ管理による検索時の抽出データ一覧表示を可能とする。

4 給水装置工事申込書兼設計書の表示は，拡大，縮小，任意拡縮，部分及び全体表示の操作をマウスのボタン，ホイールボタン及びホイールで可能とする。

5 給水装置工事申込書兼設計書の編集は，編集登録ユーザーにより画像情報表示後ファイリングアプリケーションソフトのメニュー又はメニューボタン又はマウスのボタン及びホイールボタン又は専用に作成し設定したコンテキストメニューにより，画像編集プログラム又は画像編集アプリケーションソフトを起動しシームレスに動作することを可能とする。

6 給水装置工事申込書兼設計書をファイリングする場合，編集登録ユーザーにより，規定値設定されたスキャナから入力した給水装置工事申込書兼設計書を水栓番号入力を基に，自動的に最新の履歴番号を附番後に保存し，検索の抽出により表示するときには，最新保存ファイルから画面表示するとともに，最新版以外の履歴ファイルは，サムネイルにより表示する。

7 水栓情報の項目を検索により特定した場合，水栓情報の項目を最新のものからページ単位で表示し，画面上からボタン等によりページめくりを可能とする。

8 画面上に表示されたページの縦，横等の表示調整を画面上からボタン等により変更可能とする。

(給水戸番図管理)

第21条 給水戸番図は，地形図，背景図，配水管平面図，給水台帳及び水道料金調定システム水栓情報の属性項目テキストデータ等と照合し，座標情報等と整合させ画面上に表示する。

2 甲が提供する水道料金調定システムの水栓情報，所有者情報，使用者情報及び給水台帳等の水栓情報属性項目テキストデータの異動情報を，項目の連携を事前に設定することで自動更新し，項目ごとに関連する連携により，画面からの登録，抹消，検索，抽出，表示，印刷，編集等を可能とする。

3 前項の属性項目，図面及び異動情報の連携及び自動更新の事前設定に係る費用は，乙の負担とする。

(弁栓類台帳管理)

第22条 仕切弁，消火栓，空気弁，減圧弁，ドレン等の新設，改造しゅん工図の管理及び維持管理上の属性情報等の管理情報を給水戸番図管理の画面からの検索，抽出，登録，編集，更新，

画面表示，出力，印刷を可能とする。

- 2 弁栓類台帳図は，弁栓類番号を新規の場合は自動採番し，属性情報等の異動データはデータベースと自動で整合させ更新，廃止等を管理し，弁栓類番号等のテキストデータによる検索，連携する画像の表示，印刷，集計等を可能とする。

（水栓情報管理）

- 第23条 給水戸番図管理の表示画面から，給水台帳管理の関連として，水栓情報の属性情報テキストデータについて，検索，抽出，表示，集計，登録，更新，廃止，帳票出力等の管理機能を可能とする。

（しゅん工配管図管理）

- 第24条 既設水道情報管理システム，既設ファイリングシステム及びその他資料からの移行データ等によるしゅん工配管図により導水管，送水管，配水管，排水管等のしゅん工配管図を管理する。

- 2 しゅん工配管図管理は，既設ファイリングシステムを基本概念とし，しゅん工配管図の各種データ，しゅん工配管図の各種属性情報テキストデータを登録，抹消，検索，抽出，表示，印刷，編集等を可能とする。

（浄水場図面管理）

- 第25条 既設水道情報管理システム及び既設ファイリングシステムからの移行データによる浄水場図面管理により浄水施設等のしゅん工図等を管理する。

- 2 浄水場図面管理は，既設ファイリングシステムを基本概念とし，配水管平面図及び給水戸番図を基に浄水場図面の各種データ，しゅん工図の各種属性情報テキストデータを登録，抹消，検索，抽出，表示，印刷，編集等を可能とする。

（庁舎図面管理）

- 第26条 既設水道情報管理システム及び既設ファイリングシステムからの移行データによる庁舎図面管理により庁舎等のしゅん工図を管理する。

- 2 庁舎図面管理は，既設ファイリングシステムを基本概念とし，配水管平面図及び給水戸番図を基に庁舎図面の各種データ，庁舎図面の各種属性情報テキストデータを登録，抹消，検索，抽出，表示，印刷，編集等を可能とする。

（資産管理〔アセットマネジメント〕）

- 第27条 システムによる配水管平面図管理，給水台帳管理，弁栓類台帳管理，浄水場図面管理，庁舎図面管理の関連として，管路及び施設を管理し，各種属性情報テキストデータ及び施設カルテ等のファイルについてアセットマネジメントに必要な情報を検索，抽出，表示，印刷，集計，登録，更新，廃止，履歴情報管理，帳票出力等ができること。

- 2 配水管平面図を基に，配水管路図等の各種データをキーボード又はマウスにより任意に選択し，抽出，表示，印刷，集計，更新，廃止，帳票出力等のアセットマネジメントの情報の取得を可能とする。
- 3 配水管平面図を基に，配水系統属性情報により導水管，送水管，配水管，排水管，弁栓類等の各種データを選択し，抽出，表示，印刷，集計，更新，廃止，帳票出力等のアセットマネジメントの情報の取得を可能とする。

（システム及びユーザー管理）

第28条 システムの管理者，管理ユーザー及び制限ユーザーの設定を可能とし，システムの管理者が全権を持って各種ユーザー，ユーザーID及びパスワードの登録，設定，変更，廃止を可能とする。

- 2 システムのセキュリティ管理上必要な設定，管理，変更，更新及び費用（ウイルス対策ソフトその他セキュリティ対策に必要なソフトの設定，更新に係る費用も含む。）は，乙の負担とする。
- 3 乙は，前項のセキュリティ管理を万全なものにするため，稼動期間中は毎月1回以上のセキュリティ管理報告を文書で行うこととし，甲との協議によりEメール又は電子媒体での納品も可能とするが，了承を得た後，文書を提出する。

第3章 水道施設情報管理システム機能

第1節 水道施設情報管理システム機能概要

(機能概要)

第29条 システムの機能概要は、次のとおりとする。

- (1) 操作機能
- (2) 表示機能
- (3) 抽出・集計機能
- (4) 編集機能
- (5) シミュレーション機能
 - ア 断水支援検索機能
 - イ 計測機能
 - ウ 施設更新計画機能
 - エ 配水系統検索
 - オ 分析機能
 - カ 維持管理情報管理機能
- (6) 印刷・出力機能
- (7) ファイリング機能
- (8) マッピング機能
- (9) 水道料金調定システム水栓情報の属性データ連携更新機能

第2節 水道施設情報管理システム機能詳細

(操作機能)

第30条 システムの操作機能は、次のとおりとする。

- (1) マウス又はキーボードで、画面中心位置を全方向連続スクロール及び全方向任意移動ができること。
- (2) マウスのホイールで画面上の表示を拡大・縮小ができること。
- (3) マウスのホイールで画面に表示する縮尺を任意に指定できること。
- (4) 表示中の画面のハードコピーを直接印刷でき、画像としてフォーマットを指定してファイル又はDXF等のCADファイルフォーマットで名前を付けて保存できること。
- (5) 画面上にシステム操作支援機能があること。

(表示機能)

第31条 システムの表示機能は、次のとおりとする。

- 2 検索用ダイアログにより検索でき、検索結果が複数の場合は選択リスト表示とし、1件又は複数選択した対象を給水戸番図上に強調表示できること。
 - (1) 給水戸番図から導水管，送水管，配水管，排水管，給水管，メータ又は家屋を選択するこ

- とにより、ファイリングデータ、属性情報等を簡単に検索でき、画面に表示できること。
- (2) 検索用ダイアログにより図郭割番号、水栓番号、所有者名、住所、使用者名、電話番号等、町名や字名等、目標物名称等を検索でき、画面上に表示ができること。
 - (3) 給水戸番図、配水管平面図で、選択している配管、弁栓類、メータ等の対象が画面上で位置を強調表示できること。
 - (4) 給水戸番図の任意地点をクリックすることにより、その地点を画面中心に遷移できること。
 - (5) 管種・口径などの複合条件で検索し、画面上で強調表示、抽出結果及び集計リスト表示ができること。
 - (6) メータの属性情報で、親メータ、子メータ等の複合条件で検索し、画面上で強調表示、抽出結果及び集計リスト表示ができること。
 - (7) メータの属性情報検索と抽出結果リスト表示及び該当位置への移動及び対象の強調表示ができること。
 - (8) 表計算ソフトで管理しているデータを検索対象として、システム上の属性情報と突合せ、画面上に強調表示を可能とすること。
 - (9) 漏水調査情報、水圧測定データ等を消火栓情報等の属性ウィンドウから呼出し表示できること。
 - (10) 設定した項目単位で表示・非表示を切替え、その設定に名前を付けて保存し、簡単な操作で再現できること。

(抽出・集計機能)

第32条 システムの抽出・集計機能は、次のとおりとする。

- (1) 図形及び属性項目は、全て抽出対象とする。
- (2) 属性項目の抽出結果を一覧表で表示し、表示、印刷、ファイル出力できること。
- (3) 任意の範囲指定又は条件設定により抽出された図形は、地図上で強調表示できること。
- (4) 抽出条件は、地図上でマウスにより任意に範囲指定すること又は事前の条件入力により設定でき、その抽出条件の設定を保存できること。
- (5) 抽出及び集計の結果は、エクセル等の表計算ソフトへ、ファイル出力できること。

(編集機能)

第33条 システムの編集機能は、次のとおりとする。

- (1) 簡単な操作により、地形図、背景図、配水管平面図、給水戸番図等のベクトル入力図を任意に編集できること。
- (2) 管路等に伴う図形は、配管上の任意の地点に描画でき、配水管と配水管又は配水管と給水管を交点で自動的に接続し、管路同士の情報等との連携を確立できること。
- (3) 仕切弁は、任意の地点に描画でき、配水管等と交点で自動的に接続し、配水管の情報等との連携を確立できること。
- (4) 仕切弁の角度は、管路との相関関係を自動的に補完し、修正できること。

- (5) 図形を選択し，ボタンなどにより操作することで属性情報を入力・修正ができること。
- (6) ラスターデータのコピー，貼付け又は読み込みにより，幾何補正によって整合させ登録，保存できること。
- (7) 維持情報を任意の位置に入力でき，検索，抽出，集計，アイコン化等ができること。
- (8) 給水管は，任意の地点に描画でき，分岐する配水管との連携が自動で確立できること。
- (9) メータ・止水栓は，任意の地点に描画でき，給水管と交点で自動的に接続し，給水管の情報等との連携を確立できること。
- (10) 作図手順を設定し，作図手順のチュートリアル及びウイザード機能を備えていること。
- (11) 水道料金調定システムから出力したテキスト（CSV 又は text）形式のデータを媒体により取り込み，自動的に水栓等の属性情報を更新することができること。
- (12) 水栓等の属性情報データの取込みに整合しないデータがある場合は，アンマッチリストで表示し，個別に情報を更新できること。
- (13) 端末機複数台による同時編集が可能であること。
- (14) 外字に対応でき，新規外字の登録ができること。
- (15) シェープファイル形式のファイルの入出力ができること。

（シミュレーション機能）

第34条 シミュレーション機能は，次のとおりとする。

(1) 断水支援検索機能

- ア 漏水事故等に伴う断水時に断水管路及び断水水栓情報を強調表示し，エリア図面及び一覧表リストの印刷及びファイル出力ができること。
- イ 任意の漏水地点の対象管路等をマウスで指示し，断水管路から末端となる断水水栓範囲の水栓等についてアイコンによる断水対象の表示ができること。
- ウ 仕切弁閉止不能時は，不能仕切弁の設定入力により，任意又は随意に広域側へ拡大する断水検索が行え，仮設弁等を一時的に作図，登録して断水検索の拡張が可能であること。
- エ バイパス管や仮設の仕切弁等による新規範囲で断水シミュレーションを表示及び出力できること。

(2) 計測機能

マウスで任意の点を指定することにより，距離や面積を計測することができること。

(3) 施設更新計画機能

配水管等の布設年度，管種，口径等の属性情報で検索し，抽出した更新計画リストから属性情報に基づいて集計し，任意の配色による表示，印刷，ファイル出力等ができること。

(4) 配水系統検索

- ア 配水系統データベースを構築し，配水系統の属性情報を検索，抽出，集計，修正，更新等が可能であること。
- イ 画面上での選択機能又は配水系統の属性情報を基に当該水系を選択し，抽出した配水管路を強調表示できること。

(5) 分析機能

- ア 管路属性データ等で抽出・集計した結果を基に分析ができること。
- イ 属性データを基に分布状態が色分けでき、複数の分析結果の重ね合わせ表示・出力が可能であること。

(6) 維持情報管理機能

- ア 漏水情報，濁水情報，苦情情報等を保存できること。
- イ 貯水槽情報を水栓情報の属性情報から検索，抽出，集計，表示，出力できること。
- ウ 水圧情報等の管理ができ，保存できること。

(印刷・出力機能)

第35条 システムの印刷・出力機能は，次のとおりとする。

- (1) 各種図面の拡大，縮小及び任意の位置の拡大印刷ができ，A 1 から A 5 までの任意の用紙サイズを選択できること。
- (2) 検索，抽出により表示した地図・図形及び一覧表の印刷が可能なこと。
- (3) 甲が管理する既存の水道配管図に相当する図郭を設定し，保存し，随時呼び出して印刷できること。
- (4) 印刷範囲を任意に変更でき，事前に登録した各種フォームを組み合わせで印刷できること。
- (5) 縮尺の変更，任意の地点及び任意の方向を選択して印刷できること。
- (6) 用紙サイズ内に画面指示した内容と縮尺，方位等の付随する情報を自動的に印刷でき，事前に付随する情報項目を設定できること。
- (7) 印刷イメージをプレビューできること。
- (8) 印刷イメージの保存及び読み込みが行えること。
- (9) 任意に指定した範囲のベクトルデータ，ラスターデータを D X F 等の任意のファイル形式で出力できること。
- (10) 登録している図面，図形等を画面上で利用し，甲が指定する帳票類のレイアウトで印刷，出力できること。
- (11) 検索，抽出により表示した一覧表をテキスト形式で出力できること。

(ファイリング機能)

第36条 配水管平面図管理，給水台帳管理，給水戸番図管理，弁栓類台帳管理等に使用するファイリング機能は，次のとおりとする。

- (1) 各種しゅん工図，給水装置工事申込書兼設計書，台帳類，写真等は JPEG，TIFF，PDF 等のファイルで保存し，自動的に属性情報データと連携登録し，ファイリング業務を効率化，標準化すること。
- (2) 一つのシンボル図形に複数のイメージファイルを登録可能とし，データベースで管理すること。
- (3) 登録ファイルの属性情報を検索できること。

- (4) 登録ファイルを配水管平面図管理，給水台帳管理，給水戸番図管理等のシンボル図形をクリックすることで画面に表示できること。
- (5) 登録イメージファイルのデータ表示に当たっては，360度回転，拡大，縮小，領域指定拡大，画面スクロールができること。

(マッピング機能)

第37条 マッピング機能は，次のとおりとする。

- (1) 配水管平面図，給水戸番図等の背景となる地形図及び背景図等を測量法（昭和24年法律第188号）第11条に規定する世界測地系で，項目別にレイヤによって管理し，地形等の画像及びベクトルデータをデータ及びファイルから読み込み，トレース，編集及び作成し，地形情報等のデータを更新又は作成できること。
- (2) 水道情報の管理上，管路等の線画，文字，シンボル図形を任意の範囲で選択し，画像処理及びCADソフト又はアプリケーションで加工，編集し，任意のファイル形式で保存できること。
- (3) 地形図及び背景図は，最新の情報を反映して作成すること。
- (4) 地形等の情報管理上必要とするシンボル図形を作成，編集，ライブラリとして登録し，随時表示して管理レイヤで，作成，貼付け，削除ができること。
- (5) 地形表示は，原則北を画面の上方向に表示し，任意に変更の設定が可能とすること。
- (6) 属性項目は，概ね次のとおりとする。

ア 配水管属性項目

- (ア) 配水系統
- (イ) 配水池系統
- (ウ) 布設年月
- (I) 基幹管路の区分
- (オ) 用途区分（導水管，送水管，配水管，排水管）
- (カ) 口径
- (キ) 管種
- (ク) 延長
- (ケ) しゅん工図番号
- (コ) その他追加項目

イ 給水管属性項目

- (ア) 配水系統
- (イ) 配水池系統
- (ウ) 水栓番号
- (I) 給水管管種
- (オ) 鉛管の有無
- (カ) その他追加項目

ウ 弁栓類台帳属性項目

- (ア) 配水系統
- (イ) 配水池系統
- (ウ) 開回転方向
- (エ) 種類
- (オ) 管口径
- (カ) 弁口径
- (キ) 管理番号
- (ク) その他追加項目

エ メータ属性項目

水道料金調定システムで管理するデータ項目から取り出す項目とする。

オ その他の属性項目情報

上記以外の属性項目その他詳細については、甲と乙の協議により決定する。

(水道料金調定システム水栓情報の属性データ連携更新機能)

第38条 水道料金調定システム水栓情報の属性データ連携更新機能は、次のとおりとする。

- (1) テキスト形式又はCSV形式で抽出した水道料金調定システムの水栓情報の属性データ(外部媒体に保存したもの)を取り込み、システム上で使用できる自動更新機能があること。
- (2) 異動データ全体の件数、容量等をシステム上で更新前に検査及び整理し、不明や不整合の異動データがある場合は、画面上に表示し、整合性のあるもののみを更新又は中止できることを可能とすること。

2 水栓情報の抽出及び媒体の管理は、甲が行う。

第4章 水道施設情報管理システムデータ移行

第1節 データ移行

(データ移行)

第39条 甲が乙に貸与する移行データにより更新システムに移行する情報は、次のとおりとする。

- (1) 地形図及び背景図（合併8町のベクトルデータ）
- (2) 配水管平面図（合併8町のベクトルデータ）
- (3) 給水台帳（画像データ）
- (4) 給水戸番図（合併8町のベクトルデータ）
- (5) 弁栓類台帳（画像データ）
- (6) 貯水槽台帳（エクセルデータ）
- (7) 水栓情報（C S V形式データ）
- (8) しゅん工配管図（画像データ）
- (9) 浄水場図面（画像データ）
- (10) 庁舎図面（画像データ）

2 乙は、甲が貸与する移行データをデータ変換、システム加工等により移行し、更新システムで完全に動作しなければならない。

3 乙は、移行データに不明や不整合のある場合は、甲に報告し、指示により指定方法で入力する。

4 前3項の規定にかかわらず、乙は、地形図及び背景図又は配水管平面図その他の甲が貸与する移行データによらず、自らこれに代わるデータを新規に作成することを妨げない。

5 データ移行に係る費用及び前項による新規データ作成に係る費用は、乙の負担とする。

(移行データ項目)

第40条 システムへの移行データ項目は、次のとおりとする。

(1) 給水台帳移行データ項目

水道料金調定システムで管理するデータ項目のうち必要とする項目

(2) 受水槽移行データ項目

甲が貸与する受水槽データ

(3) 配水管移行データ項目

- ア 地区
- イ 住所
- ウ 年度
- エ 費目
- オ 工事番号
- カ 工事名称

- キ 布設年月
 - ク 配管図番号
 - ケ 図面番号
 - コ 管用途（導水管，送水管，配水管，排水管等）
 - サ しゅん工年月
- (4) その他の移行データ項目

第2節 貸与データ

（貸与データ）

第41条 甲が貸与する既設システム等のデータは，次のとおりとする。

- (1) 既設ファイリングシステムデータ 1式
 - ア 給水台帳 約 420,000 枚
 - イ 配水管平面図 約 180 枚
 - ウ 仕切弁台帳図面 約 3,500 枚
 - エ しゅん工配管図 約 8,000 枚
 - オ 小口径配管図 約 5,200 枚
 - カ 団地臨給台帳図 約 2,500 枚
 - キ 浄水場図面 約 5,600 枚
 - ク 庁舎図面 約 400 枚
 - (2) 水道料金調定システム水栓情報データ 1式
 （所有者情報などシステム上のテキストデータ . . . 約 150,000 件）
 - (3) 既設水道情報管理システム給水台帳ファイルデータ 1式
 - (4) その他 1式
- 2 前項の数量は，運用中のため，契約後も増減する。
- 3 既設システムの移行データは，次のとおりとする。
- (1) 既設ファイリングシステムに保存している日立製作所製「FILEGEAR」に格納のオブジェクト管理ファイル及び連動イメージデータ
 - (2) 既設水道情報管理システムに保存しているフジ地中情報製「FmapAdele」に格納のオブジェクト管理ファイル及び連動イメージデータ
- 4 乙は，本業務終了後，速やかにデータを甲に返却する。
- 5 乙は，貸与データについて，甲から返還，問合せ等の指示があった場合は速やかに対応する。

第5章 水道施設情報管理システム更新及び統合

第1節 更新

(更新)

第42条 乙は、既設ファイリングシステム、既設水道情報管理システム等を第17条のシステム構成で、全ての情報が完全に動作する環境を更新システムとして構築しなければならない。

(データ更新)

第43条 乙は、甲が貸与する移行データを使用して移行サンプルデータを作成し、更新システム用ファイルレイアウト、属性情報データ項目及びユーザープログラム等システム上必要とする資料を作成する。

2 乙は、前項に示す手順を経た上で甲の了承を得た後、正規移行データを作成し、更新を行う。

3 乙は、給水戸番図を甲が貸与するデータ・資料を基本として、地形図及び市販の住宅図等により、背景図及び地形図情報を最新のものに更新する。

(異動データ更新)

第44条 乙は、既設ファイリングシステム、既設水道情報管理システム等の甲が指示するシステム全ての新規登録データ、新規属性情報等の異動情報を第6条第1号の期間における習熟期間終了までに異動更新分として登録する。

2 前項に係る費用は、乙の負担とする。

(弁栓類台帳更新)

第45条 乙は、甲が貸与する移行データ及び弁栓類台帳で管理する弁栓類の画像データ及び属性情報テキストデータ、オフセット図面及び既設水道情報管理システムで管理するオフセット図のオフセット測量数値に基づき、更新システムの配水管平面図への入力により、正確に平面上に再現し、オフセット数値を配水管平面図とは別のレイヤにより管理し、弁栓類台帳図の内容を反映しなくてはならない。

2 仕切弁、空気弁、ドレン等の弁類は、管理番号を再附番し、シンボル、属性情報等を正確に入力する。

3 消火栓等の栓類の管理番号を附番し、シンボル、属性情報等を正確に入力する。

4 減圧弁等の弁類の管理番号を附番し、シンボル、属性情報等を正確に入力する。

5 乙は、更新前の事前調査、現地調査の段階で、不明及び不整合の弁栓類は、資料を提出し、甲と協議し指示を受ける。

第2節 統合

(統合)

第46条 乙は、呉市全域を対象範囲とし、甲が管理する既設ファイリングシステム、既設水道

情報管理システム等の複数のシステムを第17条のシステム構成で、全ての情報が完全に一元管理できるシステムとして統合しなければならない。

- 2 本仕様書により作成した背景及び地形データを基本として、現行の分割管理している既設ファイリングシステム、既設水道情報管理システム等事前に提供する既設システムの移行データ、2500分の1配水管平面図の情報、地域情報等を理解し、調査、整理、更新し、システム統合する。
- 3 配水管平面図、既設ファイリングシステムで管理する既存の給水台帳及びしゅん工配管図等のデータを整理し、埋設位置、座標及び属性情報との連携を正確に再現できるように統合する。
- 4 統合する既設水道情報管理システムは、給水台帳、配水管平面図等の画像情報、属性情報項目をレイヤ管理にて行い、作業段階ごとに下図等を出力して、内容確認を行うものとする。
- 5 水道料金調定システムの水栓情報データにより、水栓番号及び給水台帳図の給水装置工事申込書兼設計書を照合確認し、データの欠落・重複を精査し補完する。
- 6 給水装置は、給水装置工事申込書兼設計書から作図し、画面上に統一した内容で表示できるものとする。
- 7 水道情報管理システムの共通背景、地形データ及び配水管平面図データをシステム画面上に表示し、給水装置の画像を操作し、編集処理を行うものとする。

第3節 調査

(配水施設及び弁栓類不明調査)

第47条 乙は、配水管平面図及び弁栓類オフセット図等の資料整理等において、現地調査対象を必要と判断した配水管及び弁栓類は、甲に報告書を提出し指示により、施設の重要度等を考慮して、調査方法等を選定する。

- 2 現地調査対象は、全体の1%までとする。
- 3 乙は、弁栓類及び配水施設の不明調査を金属探知器、鉄管探知器、非金属探知器、地中レーダー探知機等の探知機器により探査を行う。
- 4 発見した調査対象弁栓類は、現地にてオフセット測量し、道路幅員、目標物距離、寄り幅等により、仕切弁台帳図面の更新を行うものとする。
- 5 各種調査を実施しても不明となる場合は、甲に報告し指示を得る。

(給水装置不明位置調査)

第48条 乙は、給水台帳等の資料整理等において、現地調査を必要と判断した給水装置は、甲に報告書を提出し指示に従う。

- 2 現地調査により、止水栓、宅地内引込み位置、メータ位置、メータ方向、メータ番号を目視確認し、平面図等その他必要な資料を作成する。
- 3 現地調査対象は、口径の大きいものから調査し、給水装置全体の1%までとする。

第4節 データ処理及び点検

(図形・属性リンケージ処理)

第49条 乙は、甲が貸与する既設システムの配水管平面図データ及び給水戸番図データ(給水台帳、水栓及び所有者データ)を整理し、整合性を確保することとする。

2 既設システムから移行したファイリングデータとのリンケージ及び入力調整データを基に、本仕様書に定める仕様を満たす機能による運用が可能な処理を行うこととする。

(不明及び不一致)

第50条 更新したデータベースは、図形データと属性データ間の整合性を確認し、移行データを精査しても発生する不明又は不一致データについては、乙はその理由を甲に報告し、未結合のデータがないよう不明位置確認調査を行うものとする。

2 不明及び不一致として抽出したリストを基に甲と協議を行い、地中埋没、地形変化等やむを得ない理由により不明又は不一致水栓情報が発生した場合は、保留ファイルとして別途管理するものとする。

第6章 システム機器

(ハードウェア構成)

第51条 システムのハードウェアは、操作中に画面の書換え等、画面表示にストレスを発生させない性能とし、次の内容を基本とした冗長性のある構成を必要とする。また、提案時には、その構成の詳細を示した書類の提出が必要である。

(1) システムサーバー 1組

- ・CPU: Xeon 3.2GHz 同等以上
- ・OS: Windows Server2008
- ・メモリ: 4.0GB 以上
- ・HDD: 1TB 以上 RAID構成
- ・モニター: 23インチ以上(液晶)
- ・ラック:(ラック内ファン排気方式とする。)
- ・キーボード及びマウス(光学式)

(2) クライアント用パソコン(端末機) 3組

- ・CPU: Core i5 2.3GHz 同等以上
- ・OS: Windows7 同等以上
- ・メモリ: 4.0GB 以上
- ・HDD: 500GB 以上
- ・モニター: 23インチ以上(液晶)
- ・キーボード及びマウス(光学式)

(3) A3カラーレーザープリンター(トレイ3段付き) 3台

(4) A3カラーキャナー 1台

(5) バックアップ用ネットワークディスク(RAID構成) 1台

(6) 1000ベースネットワーク 1式

(7) 無停電電源装置 5台

(8) バックアップ装置 1式

2 既設水道情報管理システムの機器は、次のとおりとし、この機器もクライアントとして利用する。

(1) クライアント用パソコン(既設メイン機) 1組

- ・CPU: Xeon 2.83GHz
- ・OS: Windows XP Professional
- ・メモリ: 3.25GB
- ・HDD: 500GB
- ・モニター21インチ
- ・キーボード及びマウス(光学式)

(2) A1カラーキャナー 1台

- ・ GRAPHTEC CS510PRO
- (3) A3カラーキャナー 1台
 - ・ EPSON ES-H7200 (ADFEU-45含む。)
- (4) A1カラーインクジェットプロッタ 1台
 - ・ HP Designjet T610
- (5) A3カラーレーザープリンター 1台
 - ・ EPSON Offirio LPS6000 (MPトレイ外3段)

3 乙は、成果品のシステムにおいて、前項の機器を動作させる環境及び設定を構築する。

4 乙は、システム構成機器に対して地震対策のため、転倒防止策等を講ずる。

5 前2項に係る費用は、乙の負担とする。

(ソフトウェア構成)

第52条 システムに必要なソフトウェア構成は、次のとおりとする。

- (1) 水道施設情報管理システムサーバー用ソフト 1式
- (2) 水道施設情報管理システム端末用ソフト 1式
- (3) ファイリング用ソフト 1式
- (4) データベースエンジン 1式
- (5) GISエンジン 1式
- (6) Microsoft Office 2010 Professional (端末機3組) 1式
- (7) ウイルス対策ソフト 1式

2 前項のソフトウェア構成以外にシステムの正常動作に必要なソフトウェアがある場合は乙の責任において調達し、納入するものとする。

3 前項に係る費用は、乙の負担とする。

第7章 検査

(検査)

第53条 乙は、賃貸借契約する物件の完成時に、事前に選任した照査技術者による内部検査を十分に実施した後、管理技術者の立会いのもと甲の検査を受けるものとする。

2 前項の規定は、部分使用する場合の検査も同様とする。

(照査内容)

第54条 照査内容は、次の各号を標準として行う。

- (1) 更新，統合計画の妥当性
- (2) 収集資料，現地調査方法の適切性
- (3) 更新，統合の入力の正確性及び現地調査結果との整合性
- (4) 総合評価の適切性

第8章 成果品

(成果品)

第55条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) ハードウェア(第51条に規定するもの)
- (2) ソフトウェア(第52条に規定するもの)
- (3) 水道施設情報管理システムデータ 1式
ア 配水管平面図データ
イ 給水戸番図データ
- (4) 呉市水道局配水管平面図及び給水戸番図
ア 呉市水道局配水管平面図及び給水戸番図は、リングファイルシート差替え方式とする。
イ 呉市水道局配水管平面図及び給水戸番図は、甲が指定する地区別冊子とする。
(ア) A2, 1/1000 庁舎内用(地区別) 30部
(イ) A3, 1/1000 縮小ノンスケール緊急時現地用(地区別) 30部
- (5) 呉市水道局配水管平面図及び給水戸番図 PDF 化 CD-ROM 版(A2, A3版) 各15部
- (6) 操作マニュアル 各4部
ア 水道施設情報管理システムマニュアル(検索・閲覧機能編)
イ 水道施設情報管理システムマニュアル(入力・管理機能編)
ウ トラブル対応マニュアル
* 上記マニュアルは、電子媒体(システム管理用・操作各1部(CD-R))を添付すること。

(納期及び納入先)

第56条 本業務のうち第4条第1号及び第2号に係る納期は、平成25年1月31日までとし、成果品は、呉市西中央3丁目1番5号呉市水道局内指定場所へ納入する。

- 2 乙は、給水台帳管理、小口径配水管管理、弁栓類台帳管理、水栓情報管理、しゅん工配管図管理、浄水場図面管理、庁舎図面管理等のファイリング関係機能等の成果品を、先行して部分使用するため、運用について事前に甲と協議の上、概ね平成24年4月30日までに、関連機能を含む当該給水台帳管理機能等の習熟期間を終了し、運用可能な状態で納入する。
- 3 乙は、地形図及び背景図管理、配水管平面図管理、給水戸番図管理等のマッピング機能関係更新データ及び既設システムデータの統合による成果品は、平成25年1月31日までに関連機能を含む習熟期間を終了し、運用可能な状態で納入する。
- 4 乙は、既設システムを更新システムに切り替える日程について、甲との協議により指示に従い、開庁業務中に支障がないようにしなければならない。

第9章 システム保守

(保守内容)

第57条 システム保守は、本仕様書に基づき構築されるシステムのソフトウェア及びハードウェア賃貸借物件全てを保守対象とし、正常なシステム動作を保障するものでなければならない。

2 運用支援に係る保守及びシステム上のデータ保守の内容は、次のとおりとする。

(1) 乙は、システムの運用上必要な再起動によるシステムの使用中止時間を含み、年間を通して24時間システムが正常に動作する環境を保障しなければならない。

(2) 前号のシステムの使用中止時間は、不可抗力による突発的なシステム障害を除き、閉庁時間帯における30分以内とし、事前に乙が甲に通知する。

(3) 乙は、システム障害等における甲からの要請に対し、遅くとも1時間以内にシステム設置場所に到来し、障害復旧が必要な場合は、半日以内に応急的措置により、現地対応によるシステムの復旧を行うものとする。

(4) 乙は、ソフトウェアの軽微な変更(ソフトウェアの運用及び不具合に伴う修正等)に対応する。

(5) ハードウェアの障害によってシステムの運用が停止することとなる場合は、甲乙協議の上、代替機器等によって速やかに復旧を図るものとする。

(6) 乙は、年1回以上、システム機器等の清掃含むメンテナンスを行うものとする。

(7) 前号のメンテナンスにおける補修部品の交換等は、乙の費用で行うものとする。

(8) システムに必要な消耗品は、甲の負担とする。

(9) 乙は、データ入力及び運用等に関する指導を甲の求めによりシステムを使用して行うものとする。

(10) 乙は、システム上のデータを月1回バックアップし、当該バックアップデータを呉市水道局とは別の場所で保管し、災害、事故等によるデータ消失の防止措置をとるものとする。この場合においても、乙は、個人情報を含む当該バックアップデータを第15条の規定により適切に管理しなければならない。

3 前項の保守は、単年度ごとに保守委託契約を締結するものとする。

(保守費用)

第58条 前条の保守に係る費用は、特段の理由がない限り、システムの導入に際し提出された提案見積金額以下とする。

第10章 その他事項

第1節 研修

(職員研修)

第59条 乙は、システム構築後、速やかに習熟期間の計画書を提出し、甲の指示を受け、甲の職員に対してシステム運用教育を行う。

- 2 前項にかかる費用は、乙の負担とする。
- 3 教育及び習熟期間は、賃貸借・運用期間前の2週間程度とし、事前に甲の指示を受けて運用教育を実施する。また、ファイリング機能の部分使用が可能となった時点においても、一定の運用教育を実施する。
- 4 研修会場は、呉市水道局内の甲の指定する場所とする。
- 5 研修に使用する資料及び機器は、乙が用意するものとする。

第2節 契約関係

(かし担保期間)

第60条 完了検査に合格した日から3年間、成果品にかしが発見された場合には、甲の指示により乙の負担で修正するものとする。ただし、かしが乙の故意又は重大な過失により生じたと認められる場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず成果品のかしが、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、前項の請求は行わない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しないときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第61条 本業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約内容を変更することができるものとする。ただし、甲が特段の理由があると認めたときを除き、契約内容の変更は、行わないものとする。

(契約の解除)

第62条 甲は、次の各号に該当する場合は、契約期間中であってもこの契約を解除することができる。

- (1) 甲乙双方が同時に契約の解除を希望したとき。
- (2) 乙が正当な理由なく、業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が業務を履行しない場合及び履行が不可能と甲が判断したとき。
- (4) 乙の責に帰すべき事由により、乙が履行期間内に業務を完了しないと明らかに認められるとき。
- (5) 乙が管理技術者及び照査技術者を配置しなかったとき。
- (6) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(7) 乙が不適當な作業方法により個人情報等の秘密情報の漏洩を行ったとき。

(再委託)

第63条 乙は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 再委託する場合においても、全てのデータ、個人情報の管理及び流出には、万全の注意を行わなければならない。なお、これらの管理に伴う費用と処置は、全て乙が責任を負うものとする。

3 新規に作成・構築するデータと甲が貸与したものについては、全て甲に帰属するものであり、乙は再委託者に対し無断使用の禁止措置や損失破損等の管理責務を有するものである。なお、再委託の作業における責任は、全て乙が負わなければならない。

4 再委託を行う場合は、再委託の施行通知書及び乙と再委託者間で結ばれた契約書の写しを甲に提出し承認を受けなければならない。なお、再委託者は、甲の入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第3節 その他業務に関する事項

(業務実施に関する事項)

第64条 乙は、必要に応じて甲が指定する場所で業務を実施するものとする。

2 業務の実施により他に損害を与えた場合は、全て乙の責任において処理するものとする。

(受渡し場所等)

第65条 甲に帰属するもの及び成果品の受渡しは、呉市水道局内で行うものとする。なお、配送・設置作業・事務処理・産業廃棄物処理等に関する費用は、乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず受渡し場所の変更が必要な場合においては、甲乙協議により新たな受渡し場所を決定する。

(身分証明書の携帯)

第66条 乙は、甲の指示する区域内で作業を行う場合は、身分証明書を常時携帯するものとする。

2 身分証明書は、甲が乙に貸与するものとし、完了検査終了後速やかに返却するものとする。